事　務　連　絡
令和２年４月 30 日

各 ⎧都道府県⎫
　 ⎨指定都市⎬ 障害保健福祉主管部（局）　御中
　 ⎩中 核 市⎭

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障　害　福　祉　課
精神・障害保健課

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた支給決定を受けるための申請等の取扱いについて

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による支給決定、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による通所給付決定及び入所給付決定の申請（以下「支給決定の申請等」という。）については、申請書類として医師の診断書の提出が必要となる場合があり、医師の診断書の取得に当たっては、医療機関の受診が必要となります。

他方で、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和２年３月 28 日（同年４月 16 日に一部変更））新型コロナウイルス感染症対策本部決定）おいて、「国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要」であり、「外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせて実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが上記（クラスター）の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。」と指摘されているところであり、医学的観点からは急を要さない診断書の取得等のみを目的とした受診を回避することが必要です。

そのため、支給決定の申請等の取扱いに当たっては、下記のとおり対応していただきますようお願いいたします。

また、管下の事業所に対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）への周知をお願いします。

記

１　支給決定の申請等について

支給決定、通所給付決定及び入所給付決定の更新をする場合は、添付書類として医師の診断書の提出が必要となる場合がありますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、医師の診断書の取得のために医療機関を受診することを回避するための令和２年度中の特例的な取扱いとして、前回等申請時に医師の診断書が提出されていることをもって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第７条第２項ただし書に該当するものと解し、医師の診断書の添付を省略することとして差し支えないこととします。なお、申請者から聞き取った状況と前回等申請時の医師の診断書の内容が乖離している場合は、申請者からの聞き取りをもって上記規定に該当するものと解して差し支えありません。

２　支給決定の申請等及び指定障害福祉サービス事業所等の指定の申請等の手続きについて

支給決定の申請等並びに指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定自立支援医療機関、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者における指定の申請等の手続きについては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、郵送で行う等、柔軟に対応いただくようお願いいたします。

【問い合わせ先】
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課企画法令係
電話：03－5253－1111（内線：3148）